

国民年金で免除された保険料の追納について

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

【受け取れる年金額の計算方法】

$$779,300円 \times \frac{\text{全額納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付(4分の3免除)月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付(半額免除)月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付(4分の1免除)月数} \times \frac{7}{8}}{40年(加入可能年数) \times 12か月}$$

- * 全額免除の承認期間が2年間ある場合、年金額は年額19,500円程度少なくなります。
- * 平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります。

減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の『追納制度』があります。

▶ **追納制度とは**…免除の承認を受けた期間の保険料について10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができる制度（追納した期間の保険料は「全額納付」として算定される。）

追納を行う場合は、お申込みが必要です。詳しくは、広島南年金事務所にご相談ください。

※免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

※老齢基礎年金を受け取っている人は追納できません。

☎広島南年金事務所 ☎253-7710 住民課 ☎820-5604

8月1日から 上限額が変わります!



介護保険の費用負担について

介護保険制度を維持していくための費用負担の公平化の観点から、高額介護サービス費の負担上限額が下表のように一部変更になります。

▶ **高額介護サービス費とは**…ひと月に支払った利用者負担の合計額が負担の上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度

対 象	平成29年7月までの負担の上限（月額）	平成29年8月からの負担の上限（月額）
世帯内に住民税を課税されている人がいる場合	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）

※世帯内の全ての65歳以上の方（介護保険サービスを利用していない人を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯には年間上限額（446,400円（37,200円×12か月））が設定され、年間を通じての負担額が増えないようになります。（3年間の時限措置）

☎高齢者支援課 ☎820-5605

70歳以上の高額療養費について

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平が図られるよう負担能力に応じたご負担をいただく必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

▶ **高額療養費制度とは**…ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度（※上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。）

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円※2>	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円※2>
一般 課税所得 145万円未満の人(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 <多数回44,400円※2>
住民税非課税	8,000円		8,000円	24,600円
	II 住民税非課税世帯		24,600円	
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

☎住民課 ☎820-5604

防ごう・なくそう 受動喫煙



たばこは、喫煙する人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも大きな影響を与えます。

広島県では、平成28年4月1日から、飲食店などの店舗の管理者がとるべき措置の義務化（ステッカーの貼付）や、遊具のある公園などの利用者が「喫煙をしない」「受動喫煙とならない対策をとる（その付近で吸わない）」ことなどを努力義務化しました。

ルールと思いやりで、意図しない喫煙をみんなで防止しましょう。

【飲食店などの義務】

●店舗の入口に張られたステッカーで喫煙の可否を表示する。

ステッカー表示をみることで、たばこを吸わない人が受動喫煙を防止できます。

<表示ステッカー>



【喫煙者の努力義務】

●学校、保育所などの児童福祉施設、遊具のある公園、横断歩道、停留所とその付近の7m以内の公道では喫煙しないようにしましょう。

（ただし、子どもの受動喫煙の防止に配慮された一定の基準を満たした灰皿付近は除きます。）

対象となる施設などは **広島県 なくそう受動喫煙** 検索 [ご確認ください。](#)

（子育て・健康推進課）

お問い合わせ 広島県健康福祉局がん対策課 ☎082-513-3063 時間8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)